

AICHI GUARANTEE REPORT

2025

愛知県信用保証協会レポート2025

あなたの事業を全力でサポート



ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会に、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から事業資金の貸付を受ける際にその借入債務を保証することで、皆さまの事業資金調達の円滑化を図り、健全な発展を促進することを目的とする公的機関です。

加えて、事業者の皆さまが直面する経営課題に寄り添い、資金繰り支援だけでなく経営状況に応じたきめ細かなサポートにも注力しています。特にここ数年は、多くの皆さまがコロナ関連融資の返済開始を迎えるなか、経営改善や事業再生に向けた支援に取り組んでまいりました。

事業者の皆さまは、コロナ禍で増大した債務への対応、物価高、人手不足、人件費の高騰、そして経営者の高齢化に伴う事業承継の問題など多岐にわたる課題を抱えており、信用保証協会にはこれまで以上に事業者の皆さまに寄り添った支援が求められています。

このような中、コロナ禍の影響等を乗り越え、事業規模の拡大や企業価値の向上に挑戦する事業者がある一方で、依然としてその影響に苦しみ、競争力を失い業況回復が遅れている事業者も少なくありません。本協会は、金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、そうした事業者に一步先を見据えた早め早めの支援をお届けしてまいります。

本年1月に本協会では、「中小企業のベストパートナー」として、事業者の皆さまとともに挑戦・成長しながら地域経済の発展に貢献し、豊かな未来を創ることを目標とする新たな基本理念を策定いたしました。この基本理念のもと、事業者の皆さまに、より一層寄り添ったきめ細かな金融支援と経営支援にしっかり努めてまいります。

こうした本協会の取組みについて、多くの皆さまにご理解を深めていただくため、本協会の経営計画並びに業務内容及び運営状況をご紹介するディスクロージャー誌「愛知県信用保証協会レポート2025」を発行いたしました。

今後とも、中小企業・小規模事業者の皆さまの発展に寄与し、地域から必要とされる信用保証協会を目指してまいります。引き続き皆さまのご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



理事長 石原 君雄

CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ ライフステージに応じた支援	6
▶ 経営者保証に関する取扱い	14
▶ 身近で、頼りにされる公的機関を目指して	16
▶ SDGs・地方創生への取組み	18
▶ 広報活動	22
▶ 信用補完制度の仕組み	24
▶ 信用保証の概要	26
▶ 信用保証申込みの電子化	29
▶ 信用保証の利用度	30
▶ 信用保証の実績	31
▶ 令和6年度決算	36
▶ 個人情報保護宣言	40
▶ コンプライアンス態勢	42
▶ 役員・機構図	44
▶ 窓口	45

地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県内における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありましたが、その時々を経済施策に呼応した取組みにより中小企業・小規模事業者の事業の成長を支えるべく努めてまいりました。

近年は、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けた中小企業・小規模事業者のセーフティネット機能を果たすべく尽力してきました。また、様々な保証制度を活用した金融支援のほか、創業支援・経営支援・再生支援等にも取り組んでいます。経営者の高齢化や後継者不足などにより、やむを得ず休廃業を選択する場合もあり、円滑な事業承継のための支援にも力を入れています。

今後も、中小企業・小規模事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



愛知県信用保証協会の基本理念

愛知県信用保証協会は、令和7年1月6日に、以下の基本理念を策定しました。

私たちは、「中小企業のベストパートナー」として、
事業者の皆さまとともに挑戦します。
私たちは、金融支援と経営支援に真摯に取り組み、
事業者の皆さまとともに成長します。
私たちは、地域経済の発展に貢献し、
事業者の皆さまとともに豊かな未来を創ります。

沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 ○ 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
- 令和 4年 4月 ○ 本店内に名古屋支店、尾張支店設置



キャラクター紹介

名 前	えじねこ
生息地	椿町界限
特 技	商売繁盛などの幸福を招くこと
チャームポイント	AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

第7次中期事業計画 令和6年度～令和8年度

本協会は、地域経済の主たる原動力である中小企業・小規模事業者（以下「事業者」といいます。）が新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）関連の借入増加に加えて、エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足等といった喫緊の課題や、後継者問題、事業再生といったライフステージにおける様々な課題に対応し、持続的な成長を図ることができるよう、金融機関、地方公共団体、中小企業支援機関等との適切な連携、役割分担により、きめ細かな金融支援及び経営支援に取り組みます。あわせて、SDGs達成に向けた取組みを推進し地域経済社会の発展に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

このため、令和6年度から令和8年度までの3か年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 事業者に寄り添ったきめ細かな金融支援とプッシュ型経営支援の一体的実施
- ② 事業者の持続的な成長に向けた経営改善、再生支援の推進
- ③ 創業・スタートアップ支援の充実、円滑な事業承継への取組強化
- ④ 顧客との対話を重視した管理、回収の取組み
- ⑤ コンプライアンスの徹底
- ⑥ 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進
- ⑦ 業務改善・人材育成の推進

令和7年度経営計画

業務環境

1.愛知県の景気動向

本県の景気は緩やかに回復しています。
個人消費は物価上昇などの影響がみられるものの、緩やかな増加基調にあり、雇用・所得環境も緩やかに改善しています。
先行きについては回復が期待されるものの、米国の関税措置の動向や海外経済の先行きが不透明な状況にあることに加え、足下では物価高や人手不足、人件費の高騰等、景気を下押しする要因もあり、今後の動向を注視していく必要があります。

2.中小企業を取り巻く環境

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、令和6年に新型コロナウイルス感染症対応資金（以下「ゼロゼロ融資」といいます。）の返済開始の最後のピークを越え、コロナ禍から続いた各種資金繰り支援は終了しました。景気は緩やかに回復していますが、企業の業績改善の度合いは規模や業種等によってばらつきが大きく、特に事業者においては、物価高や人手不足、人件費の高騰等の影響を大きく受けています。

事業者は生産性の向上や人手不足への対応のほか、経営者の高齢化といった従来からの課題に加え、コロナ禍で増大した債務への対応等の課題も抱えており、事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような中、業績の改善を目指してコスト上昇分の価格転嫁や労働環境の改善による人材の確保、生産性の向上や新たな事業展開による企業価値の向上等に取り組む事業者がある一方で、対応が進まない事業者は競争力を失い経営状況が悪化する傾向が強くなっています。

事業者の業績回復を確実なものとするためにも、事業者に寄り添ったきめ細かな金融支援と経営支援がより一層重要となっています。

業務運営方針

本協会は、事業者のあらゆるライフステージに対応する支援態勢により、信用保証による金融支援と経営支援に真摯に取り組み、ともに成長しながら地域経済の発展に貢献し、事業者とともに豊かな未来を創ることを目標に行動することで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

コロナ禍の影響等乗り越え、事業規模の拡大、事業転換、事業再構築等に取り組む事業者に寄り添い、企業価値の向上につながる支援を行います。さらに、革新的なアイデアや最先端技術を持ち新たなビジネスモデルに挑戦する事業者に対しては、中小企業支援機関やスタートアップ支援機関等との連携を強化し、成長促進に向けた支援を積極的に行っていきます。また、経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継に向けた支援にも注力します。

一方で、依然としてコロナ禍の影響等に苦しむ事業者に対しては、金融機関と連携して経営状況を把握し、資金繰り支援にとどまらず実情に応じた経営改善支援等に取り組めます。特に、ゼロゼロ融資の返済開始を迎える事業者や返済緩和を余儀なくされる事業者に対しては、本協会から一歩先を見据えた早め早めの対応を促し、今後の経営改善や事業再生につながるよう丁寧かつ親身に対応します。

これらの実行のため、以下の重点課題について、積極的に情報発信を行い取組みの周知を図りながら、PDCAのプロセスを循環させ課題の解決に取り組めます。

1.事業者のニーズに応じた適正保証の推進

事業者の抱える様々な課題に対し、金融支援面からきめ細かく対応するため、これまで以上に金融機関との連携を強化します。金融機関や事業者への訪問など、対話を通じて把握した事業者のニーズに対して、適した保証制度の利用を推進します。また、金融機関や中小企業支援機関等の声を保証制度の創設や既存保証制度の見直しに活かすとともに、政策保証としての地方公共団体融資制度保証の利便性向上に努めます。

2.金融支援と経営支援の一体的な取組みの充実

コロナ禍の影響等乗り越え、事業規模の拡大や思い切った事業転換、事業再構築等に挑戦する意欲のある事業者に寄り添い、企業価値の向上につながる支援を適時適切に行います。また、今なお、コロナ禍の影響等に苦しむ事業者については、事業の特性や将来性などを踏まえ、今後の経営改善や事業再生につながるよう、個々の経営課題の把握を行い、必要な金融支援を迅速に行うとともに、適切な経営支援を一体的に推進します。

3.金融機関との連携深化

事業者に対する支援方針、協会との適切なリスク分担、経営支援の取組みなどについて、金融機関とお互いの目線を合わせて連携深化を図ることにより、金融と経営の両面から事業者のニーズに応じた適時適切な支援につなげます。

4.経営者保証を不要とする保証の推進

経営者保証は、事業者の思い切った事業展開や創業への取組み、M&A・事業承継や早期の事業再生を阻害する要因となり得ることから、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着等を図るため、経営者保証ガイドラインの趣旨に則り、金融機関と連携して積極的に推進します。

5.事業者の持続的成長に向けた経営支援の推進と実効性向上

コロナ禍の影響を乗り越え挑戦や変革に取り組む事業者が、様々な課題を克服し、持続的に成長を続けることができるよう、企業価値の向上に資する支援や経営基盤強化に向けた支援に取り組みます。

ローカルベンチマーク策定による事業の「見える化」や資金繰り表作成支援により明らかとなった経営課題に対し、専門家派遣による経営改善計画の策定支援等の積極的な経営支援に取り組みます。また、あいち企業力強化連携会議等を活用し、金融機関との連携深化を図るとともに、商工会・商工会議所、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等の支援機関とも連携強化を図り、個々の事業者に応じた適切な支援を効果的に実施できる体制を構築していきます。

こうした経営支援の効果を確認するための効果検証を行います。検証方法としては、保証料率区分及び営業利益率を指標として、経営診断実施先と未実施先のDIを比較し、経営診断実施先のDIが上回った場合に、経営支援に一定の効果があったものと評価します。

6.協会主体の経営支援の推進

保証付き融資のシェアが高い先に対して、金融機関と連携しながら事業者の経営状況を把握し、主体的に支援を行います。具体的には、保証料率区分が低下した先、ゼロゼロ融資の返済を開始する先及び返済緩和先のうち、支援の必要性が高いと判断される先に対して、訪問やDMなどを活用した積極的なアプローチにより、迅速に経営支援を提案するなど、きめ細かく対応します。

また、金融機関から経営支援を必要とする先の提案を受ける仕組みについても導入します。

7.再生支援の強化

事業者の経営状態を的確に把握することにより早期事業再生支援を着実に推進します。とりわけ、再生局面において金融機関間での調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、各金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組みを後押しします。また、保証付融資のシェアが高い事業者を中心に、主体的に再生支援の必要性を検討し、必要があると認めるときは、中小企業活性化協議会への持込又は中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用を促すなど、事業者の事業再生等の支援に向けて積極的な対応を行います。さらに、事故報告受理先に対しては、金融機関と連携し、正常化支援、代位弁済回避に向けた取組みを行います。

8.小規模事業者及び女性経営者に対する経営支援の充実

小規模事業者に対しては信用保証を通じて資金繰りの安定を図り、事業の成長を促すとともに、金融機関や中小企業支援機関と連携し、適時適切な経営支援に取り組みます。

さらに、女性経営者の活躍促進に向けて、フォローアップの充実をはじめ、きめ細かな支援に取り組みます。

9.創業者及びスタートアップ企業に対する経営支援の充実

創業期の各ステージ（創業前・創業時・創業後）の支援を充実させるため、中小企業支援機関と連携して創業支援セミナー等を開催するとともに、創業後の経営安定に向けて、フォローアップ等の伴走支援を行います。

革新的なアイデアや最先端技術を持ち新たなビジネスモデルに挑戦する事業者に対しては、「STATION Ai」において直接相談に対応するとともに、スタートアップ支援機関や大学、金融機関等と相互に連携し、支援強化に努めます。

また、過去に事業再生の道筋が立たずやむを得ず廃業等を選択した経営者が、過去の経験を活かし再チャレンジする場合などにおいては、経営者が躊躇することなく安心して再挑戦できるよう後押しします。

10.円滑な事業承継の促進

経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継が行われるよう、中小企業支援機関と連携した事業承継フェア等を開催します。また、事業承継支援ニーズの掘り起こしを行うため、事業者アンケートを実施し、相談希望のあった顧客に面談等で働きかけを行います。さらにM&Aや事業承継計画の策定などの具体的な課題の解決に適した専門家派遣の実施やマッチングサイトの紹介、事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎ、アトツギに対する情報発信などの支援につなげていきます。

特に、経営者保証については、経営者保証ガイドラインの特則を適切に運用し、経営者保証の解除を行うなど、円滑な事業承継を後押しします。

11.顧客の事業再生及び生活再生支援の推進

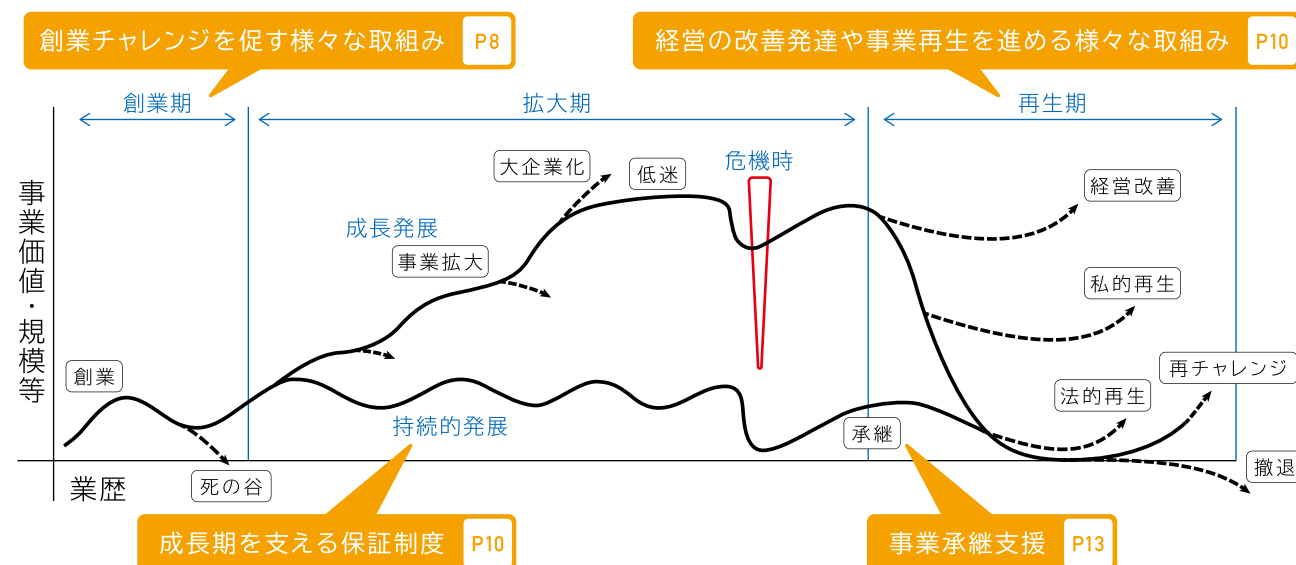
顧客の現況を十分把握するとともに、その実情を踏まえ、経営者保証ガイドラインの適用や一部弁済による保証債務免除、求償権消滅保証を活用し、事業再生や生活再生の支援など、再チャレンジの目線も取り入れたきめ細かな対応に努めます。

保証承諾等の見通し

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は次のとおりです。

項 目	金 額	前年度計画比
保 証 承 諾	5,200億円	92.9%
保証債務残高	1兆7,200億円	89.6%
代 位 弁 済	320億円	97.0%
回 収	45億円	102.3%

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支える重要な制度です。中小企業・小規模事業者がライフステージごとの局面で必要とする多様な資金需要に一層きめ細かく対応できるよう、金融機関や支援機関等と連携を図りながら、様々な支援を行っています。



金融機関との連携強化

中小企業・小規模事業者の経営の改善発達を一層進めるため、金融機関と連携して中小企業・小規模事業者への支援の強化に努めています。

金融機関との積極的な情報交換

中小企業・小規模事業者の持続的な成長を支えていくためには、金融機関との連携が不可欠です。金融機関とより一層連携を図り、実効性のある支援につなげていくため、日頃から積極的な情報交換を行っています。

また、金融機関本部を対象とした意見交換会を開催し、ゼロゼロ融資の返済開始に伴う対応のほか、「金融機関・本協会から経営支援を働きかける取組み」「経営改善・再生支援」「経営者保証に依存しない取組み」等について意見交換を行いました。

その他、若手担当者に限定した説明会や女性渉外担当者に限定した説明会など各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も開催しています。

Shake Hands～広げよう握手の輪～

中小企業・小規模事業者の「お役に立ちたい!」「成長を後押ししたい!」といった想いを実現するため、金融機関と本協会の担当者が連携し、金融面や経営面の支援に取り組むことを目的としています。優良な取組案件は、組織の垣根を越えて共有し、広げていくことを目指しています。

取組開始6年目となった令和6年度は、数多くの取組案件の中から、金融機関と本協会の担当者が強く連携し取り組んだ4つの案件を選出し、優良案件として表彰しました。

令和7年2月14日には表彰式を開催するとともに、金融機関と本協会の各担当者による合同プレゼンテーションを行い、神戸大学 家森信善教授から優良案件に対する講評をいただきました。



地元金融機関との協力

金融機関等との連携によるスタートアップ支援

令和4年9月29日に、資金供給および情報提供等の各分野での連携を円滑に行い、地域のスタートアップ企業を発掘、支援していくことを目的に、「あいちスタートアップコンソーシアム」を設立しました。

令和6年度は、スタートアップ企業向けに「オープンイノベーションの必要性」や、「ファイナンスの基礎知識」をテーマとしたセミナーを開催したほか、参加機関の職員向けにスタートアップ企業のファイナンスに係る勉強会を開催しました。

参加機関

あいち銀行 | 愛知キャピタル | 名古屋商工会議所 | 日本政策金融公庫 | 名古屋市信用保証協会 | 愛知県信用保証協会

金融機関連携保証

平成30年5月 長期事業サポート保証 西尾信用金庫

地域貢献の観点や事業性評価等を活用した円滑な資金供給や経営改善・再生支援

平成30年9月 東三河3信金地域応援保証 豊橋信用金庫 | 豊川信用金庫 | 蒲郡信用金庫

経営改善に積極的な中小企業・小規模事業者の支援

令和3年3月 Beyond協調推進保証 名古屋銀行

コロナを乗り越えるための基盤づくりのサポートを行うプロパー融資と協調し、金融支援と経営支援を一体的に実施

令和3年12月 同時実行型(事業性評価) 協調推進保証

あいち銀行 | 十六銀行 | 百五銀行 | 豊田信用金庫 | 大垣共立銀行 | 知多信用金庫 | いちい信用金庫 | 名古屋銀行

金融機関による“事業性評価”を加え、必要資金を金融機関のプロパー融資と協調支援

ファンドへの出資

ファンドへの出資を通じて、地域の活性化および雇用の創出・確保に努めています。

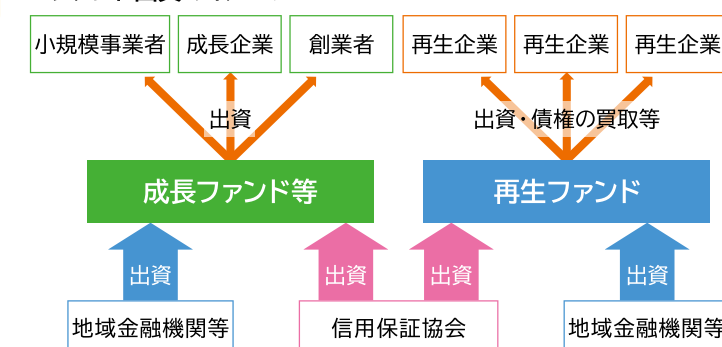
創業期・拡大期

東三河地区に本店を置く3つの信用金庫(豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫)と連携し、「東三河3信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合(通称:三信金地域応援ファンド)」(平成30年9月組成)に出資し、地元企業の育成・成長支援に取り組んでおり、これまでに7社への投資を行いました。

再生期

官民一体型「愛知中小企業再生3号ファンド」(平成29年5月組成、累計7社へ投資)および「愛知活性化ファンド」(令和5年3月組成、累計3社へ投資)に出資し、国、金融機関、支援機関等と連携して、県内の中小企業・小規模事業者の再生に取り組んでいます。

▶ ファンド出資のイメージ



創業チャレンジを促す様々な取組み

創業者支援の拡充を図るため、次の取組みを行っています。

創業者向けの保証制度

低保証料率での資金調達が可能

創業関連保証

対 象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

- 保証限度額 3,500万円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 一律年0.80%

「スタートアップ創出促進保証」

一定の要件を具備する場合、保証料率を0.20%上乘せすることで、経営者の個人保証なしで取扱うことが可能となります。

★固定金利で、さらに低保証料率で利用可能な愛知県融資制度もあります。



必要な時に必要な額を
反復利用することが可能

創業者カードローン当座貸越根保証 (Souca)

対 象 ● 創業後5年未満のかた

- 保証限度額 300万円
- 保証期間 1年以内
- 保証料率 年0.39%~1.62%

ビジネスプランコンテストへの参加

地元の起業家を発掘・育成し、新規性のある事業により地域振興につなげることを目的として、次のビジネスプランコンテストに協賛機関として参加しました。

Tongaliプロジェクト

東海地区5大学による起業家育成プロジェクト「Tongaliプロジェクト」に協賛し、同プロジェクトの活動の一つとして開催された「Tongaliビジネスプランコンテスト2024」「Tongaliアイデアピッチコンテスト2024」で愛知県信用保証協会賞を贈呈しました。



東三河ビジネスプランコンテスト

「第24回東三河ビジネスプランコンテスト」に協賛し、事務局として審査にも協力しました。

BiZCON NISHIO

西尾市が主催するビジネスプランコンテスト「BiZCON NISHIO2024」に協賛し、最終審査会に出場した高校生部門のファイナリスト全員に、敢闘賞を贈呈しました。



創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたに、創業計画の立て方や、創業時の資金繰り支援等について、きめ細かくアドバイスを行っています。

相談時には、本協作成の冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や、創業時の資金繰りを支援する保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会・商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。

令和6年度は、本協会が主催する創業支援セミナーを13回開催し、関係機関が主催するセミナーに講師を14回派遣しました。

また、「スタートアップサポートデスク」の設置や令和6年10月にオープンしたオープンイノベーション拠点「STATION Ai」に入居して、新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す事業を創業する予定または創業後5年未満のみなさまをサポートしています。

「STATION Ai」では、スタートアップ企業の相談に対応しているほか、金融機関と連携したオフィスアワーも開催しています。



女性創業者向けの支援

■ 女性経営者支援チーム「アイリス」

女性経営者支援チーム「アイリス」は、これから創業をお考えの女性や、女性経営者に対して、きめ細かなサポートを行うことを目的に、女性職員のみで構成されています。愛知県と共催した「あいち・ウーマノミクス推進事業『ヒトハナ』」や経済産業省が実施する「女性アントレプレナーのための地域密着型支援事業『GIRAFFES JAPAN』」への参画、女性士業グループ「からふる女性応援士隊」とコラボした相談会の開催のほか、「アイリス」独自のセミナーやイベントも積極的に実施しています。

女性創業者交流会(業種別交流会)

令和6年9月10日に知多市岡田地区にある古民家レストランSoN DININGにて女性創業者交流会を開催しました。オーナーに創業体験談を語っていただいたほか、ワークショップでは、お店自慢のクラフトビールを使った香り当てゲームや厨房見学を行い、42名のかたにご参加いただきました。



メンタリング

経験豊富な先輩経営者等の相談員（メンター）との対話を通じて、相談者が抱える課題や悩みを解決する取り組みです。

利用者のかたからは「効果的な宣伝のやり方など、客観的なアドバイスがもらえた」「一人で悩んでいたが前向きに考えられるようになった」などのお声をいただき、大変好評いただきました。

創業後のフォローアップ

本協会を利用して事業を始められたかたに対して、創業後の事業の継続と発展を促すことを目的として、フォローアップを実施しています。具体的には、専任担当者が中小企業・小規模事業者の創業後の状況をヒアリングし、経営課題についての相談に応じています。また、必要に応じて、専門家派遣の提案や専門相談窓口の紹介等の支援も行っています。

創業者の状況を確認することにより、早期の経営支援、追加保証等の検討につなげています。

成長期を支える保証制度

金融機関と連携・協調することで、適切なリスク分担を図りながら中小企業・小規模事業者の成長を後押ししています。

プロパー融資と保証付き融資を組み合わせることで、多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押し

協調支援型特別保証「協調特別」 **ポイント** 信用保証料の補助が受けられる

- 【条件】①本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受ける ● 保証限度額 2億8,000万円 ● 保証期間 10年以内
 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら ● 保証料率 条件①国からの補助により実質負担年0.23%~0.95%
 経営行動計画の策定並びに計画の実 条件②国からの補助により実質負担年0.34%~1.43%
 行及び進捗の報告を行う

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

同時実行型協調推進保証
「コラボあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が3以上のかた

【条件】本保証付き融資と同時に60%以上のプロパー融資の貸付実行を行う

- 保証限度額 2億円 ● 保証期間 15年以内
 ● 保証料率 年0.35%~1.55%

プロパー融資と協調して無担保の限度額を拡大

ストック型協調推進保証
「リレーションあいち」

対象 ● 本協会における保証料率区分が5以上であり債務超過でないかた

【条件】取扱金融機関との与信取引が1年以上あり、融資残高のうちプロパー融資残高が40%以上ある

- 保証限度額 2億円 ● 保証期間 15年以内
 ● 保証料率 年0.35%~1.15%

経営の改善発達や事業再生を進める様々な取組み

本協会では、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援体制を整えています。

■ ブランディングセミナーの開催

本協会本店と東三河支店にて、令和6年6月から11月にかけての5日間の日程でブランディングセミナーを開催し、27名のかたにご参加いただきました。

中小企業・小規模事業者のみなさまが提供する商品・サービスを「値段」ではなくストーリーやこだわりといった「価値」で売るために、地域の事例を基にした発信方法・メディア活用術などをお伝えしました。

■ カイゼン塾の開催

トヨタ生産方式による「カイゼン」をテーマとした机上論に留まらない実践型セミナー「カイゼン塾」を、実践的な指導に定評のあるPEC協会から講師を招き、講義形式の理論編と実習形式の実践編の2部構成で開催しました。

カイゼン塾【理論編】

令和6年8月5日に開催し、19名のかたにご参加いただきました。
 洋菓子製造工場における作業動画を見て、「ムダ」を発見する演習では、多くの意見が寄せられ、活発な意見交換が行われました。



カイゼン塾【実践編】

令和6年9月から12月にかけての5日間の日程で開催し、【理論編】を受講したかたにご参加いただきました。
 山口化成工業株式会社様へ実習の舞台を提供いただき、講師指導の下、現場の視察、工場レイアウトの変更、見える化など、「ムダの発見・排除」に取り組むことで、「ムダとり」の具体的な手法を体得いただきました。
 最終日には、参加者から、本塾で学んだ手法を活用した自社での「ムダとり」の成果について報告がなされました。

■ 一宮中小企業サポート会議

令和3年度から、地域の支援機関がお互いの強みを持ち寄り、一致団結して地域の事業者をサポートするため、一宮中小企業サポート会議を定期的に開催しています。

令和7年2月には、地場産業を題材とした合同研修「業種別支援の着眼点（繊維工業編）」を開催しました。



参加機関

一宮市役所 | 一宮商工会議所 | 尾西商工会 | 木曽川商工会 | いちい信用金庫 | 尾西信用金庫 | 日本政策金融公庫 | 愛知県信用保証協会

■ 愛知県中小企業活性化協議会との連携

令和4年9月に愛知県中小企業活性化協議会と連携協定※を締結し、地域の中小企業・小規模事業者の収益力改善・事業再生に向けた取組みを支援しています。

また、愛知県中小企業活性化協議会に本協会職員を派遣しているほか、令和6年6月からは合同相談会を開催し、事業再生に意欲のある中小企業・小規模事業者をサポートしています。

※他の連携協定締結機関：中部経済産業局、名古屋市信用保証協会

■ 中小企業基盤整備機構中部本部との連携

令和6年3月に中小企業基盤整備機構中部本部と業務提携し、各種アドバイザーの同行などにより経営支援の実効性を高めるとともに、本協会から職員を派遣し、相互の連携強化を図っています。

■ 専門家と連携した経営支援

中小企業・小規模事業者が抱える経営に関する様々な悩みを解決するため、専門家と連携した支援を行っています。

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年12月に公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する保証利用企業に専門家を派遣しています。

税理士会との連携

平成29年3月に名古屋税理士会・東海税理士会と業務提携し、連携した保証制度の取扱いや、中小企業・小規模事業者の税務に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

また、創業をお考えのかたや、中小企業・小規模事業者が事業経営に関する税金について気軽に税理士に相談できるよう環境を整備し、令和6年度は「税務相談会」を6回開催しました。

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスを行うピンポイント法律相談を実施しています。

日本弁理士会東海会との連携

令和2年2月に日本弁理士会東海会と業務提携し、中小企業・小規模事業者に対する企業経営および知的財産に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

日本公認会計士協会東海会との連携

令和6年3月に日本公認会計士協会東海会と業務提携し、公認会計士の財務会計・管理会計に関する専門的知識、高度なコンサルティング機能を活用した経営支援に取り組んでいます。

■ オープンイノベーションプログラム「TOPPA」

日本最大級のオープンイノベーションプラットフォーム「AUBA（アウバ）」を運営する株式会社eiiconとともに、オープンイノベーションプログラム「TOPPA」を立ち上げました。移り変わりの激しい時代の中で、意図的に社外プレイヤーと手を携えて、自社の限界を“突破”し、新規事業開発に挑むプログラムとなっています。

令和6年7月及び8月に、愛知県内の中小企業・小規模事業者の皆さまに向けて、オープンイノベーション（共創）について理解を深め、実践していただくためのセミナーとワークショップを開催しました。両イベントには、延べ73名のかたにご参加いただきました。また、ワークショップに参加された事業者の中から3者を選定し、個社ごとに伴走支援を実施しました。目的の明確化や事業領域の選定、パートナー企業の公募、マッチング支援を行い、令和7年2月には新規事業の進捗発表会を実施しました。

参加者の声

● セミナー・ワークショップ

- ・オープンイノベーションへの理解が深まった
- ・社外と共創することが、人手不足等といった課題の解決策になり得ると感じた
- ・新規事業開発が活発となる企業風土づくりの一歩として、「TOPPA」を活用したい

● 伴走支援

- ・楽しみながら新規事業の開発に取り組むことができた
- ・伴走支援のおかげで急入りな面談準備ができ、面談後も次のアクションに向けたアドバイスがもらえた

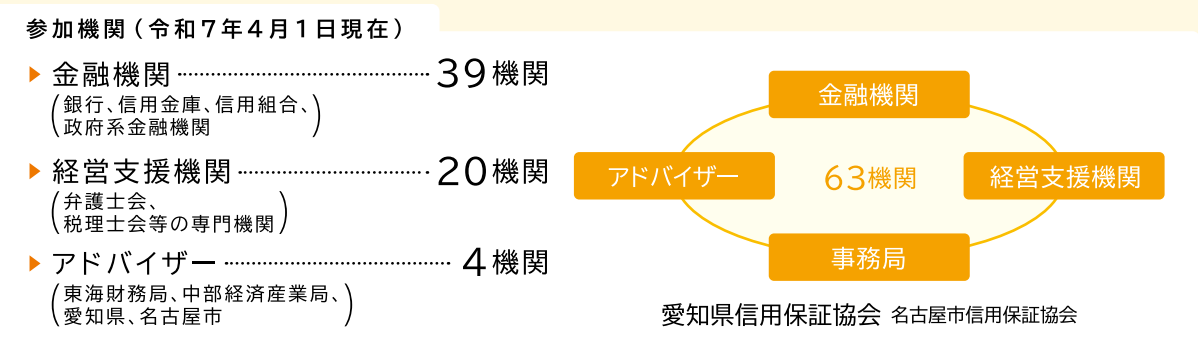


■ ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」

本協会の中小企業診断士または経営アドバイザー（全国信用保証協会連合会認定）の資格を有する職員が中心となり構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」を設置しています。「ローカルベンチマーク策定」をお手伝いすることで、中小企業・小規模事業者、金融機関、支援機関および本協会が同じ目線で対話を深めるきっかけづくりを行い、金融支援と経営支援の一体的な取組みを推進しています。

■ あいち企業力強化連携会議

愛知県内の中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって中小企業・小規模事業者の経営改善に取り組んでいます。



全体会議・ノウハウ共有分科会

令和6年9月6日に、第24回全体会議を開催しました（52機関が参加）。
また、令和7年2月10日に、全体会議の分科会として第3回ノウハウ共有分科会※を開催しました（51機関が参加）。
※経営支援に関する知見やノウハウを共有するとともに、連携した支援を実践していくための目線合わせや人的なネットワークの形成を図る意見交換会

経営サポート会議

令和6年度は、個別の中小企業・小規模事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ43回開催し、金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進に取り組んでいます。

事業承継支援

円滑な事業承継を促進するため、次の取組みを行っています。

■ ツギフェスの開催

令和6年11月25日、26日に「創業・事業承継フェア 第3回ツギフェス」を開催しました。時代をけん引する若手経営者や女性経営者をお招きし、当日は延べ391名にご参加いただき、アーカイブ配信の視聴回数も500回を超えました。登壇者のリアルな体験談は、創業や事業承継といったフェーズに捉われず多くの参加者の心を動かししました。



令和7年2月10日には、「ツギフェススピノフイベント」と称して、株式会社ブンクス5代目アトツギ 住田千佳氏による事業承継講演会を開催し、当日は60名にご参加いただきました。講演後のワークショップ・交流会では、株式会社ブンクスが取り扱う保存食の保存期間5年に関連して5年後の目標を立てることで、参加者に将来ありたい姿をイメージしてもらいました。



■ 経営者保証を不要とする保証制度

経営者保証が事業承継の妨げとなる場合に円滑な事業承継を後押しするため、一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証制度を取扱っています。

- 事業承継特別保証
- 経営承継借換関連保証

事業承継サポートデスク

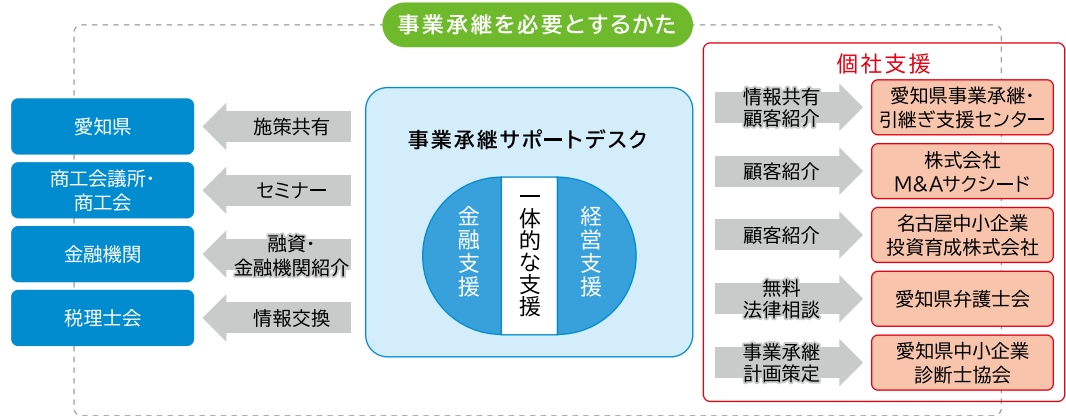
事業承継に関する様々な課題の解決をワンストップでサポートするための専用窓口「事業承継サポートデスク」を設置しています。個社ごとの多様な承継手法に対する適切な保証制度の提案や、関係機関に向けた事業承継支援に関する情報発信を行っています。

事業承継トータルサポート「あいちモデル」

事業承継トータルサポート「あいちモデル」を構築し、事業承継サポートデスクが架け橋となって、関係機関と連携協力し、それぞれの特徴を活かした一歩踏み込んだ事業承継支援を行っています。

M&Aサクシードとの連携

令和3年12月16日に、事業承継M&Aプラットフォーム「M&Aサクシード」を運営するVisionalグループの株式会社M&Aサクシードと業務提携し、譲渡を希望する県内事業者に事業承継の選択肢を提供し、全国の譲り受け企業とのM&Aマッチングを促進することで、後継者不在による廃業を阻止し、地域産業の活性化を目指しています。令和6年度は、「M&Aサクシード」の紹介を13件実施しました。



経営者保証とは

信用保証利用の際、経営者個人が法人の連帯保証人となる「経営者保証」が必要となる場合があります。
ただし、原則として、法人代表者および実質的な経営権を持っているかた以外の連帯保証人は不要です。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

「経営者保証に関するガイドライン」とは、経営者保証に関する契約時および履行時等の対応について、関係者間の自主的なルールを定めたものです。
本協会は、本ガイドラインの趣旨を尊重し、適切な対応を実施しています。

「経営者保証に関する相談窓口」

経営者保証を不要とする保証の取組みを推進し、経営者保証に関するさまざまな相談をお受けする無料相談窓口を設置しています。（0120-454-754）

経営者保証の提供を不要とする取扱い

信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資（「プロパー融資」といいます。）について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合 ※直近決算期において、一定の財務要件を満たす必要があります。

【担保型】

法人または経営者が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱い（令和6年3月15日から開始）

「信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い」に該当しない場合であっても、保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）という経営者保証の機能を代替する手法（利用には一定の要件があります。）により、経営者保証を不要とする取扱いがあります。

【事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）】

保証制度を問わない取扱いです（個別の保証制度ではありません。）。

【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国補助制度）】

上乗せとなる保証料について、国が信用保証料の一部を補助する保証制度です。
（取扱い期限：令和9年3月31日まで）

プロパー融資の借換について（令和6年3月15日から開始）

一定の財務要件を満たす場合に、既往の経営者保証を提供しているプロパー融資から経営者保証を不要とする信用保証付き融資への借換えができる「プロパー融資借換特別保証制度」を取り扱っています。
（取扱い期限：令和9年3月31日まで）

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則

「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」では、円滑な事業承継の促進のため、経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、原則として前経営者、後継者の双方からの二重徴求を行わないことなどが明記されています。本協会では本特則に即した適切な対応を行うとともに、金融機関への積極的な周知活動を実施しています。

経営者保証に関するガイドラインの活用実績（令和6年度）

保証承諾件数	31,211 件
無保証人での保証承諾件数 （割合）	11,283 件 （36.2%）
既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	384 件
「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	89 件

【代表者交代時の既存の保証付き融資についての対応】

旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	186 件
旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	658 件
旧代表者との保証契約は解除しなかったが、 新代表者との保証契約は締結しなかった件数	1,233 件
旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	2 件

相談業務の充実

本協会では、信用保証に関する相談のみならず、金融機関紹介など、金融全般に関する様々なご相談をお受けするため、「総合相談窓口」を設置しています。

専任職員を配置し、親しみのある対応に努めるとともに、複雑化、多様化するニーズに対して適切なアドバイスを行い、広範な経営相談に応じています。

また、経済情勢の急変等に対応して、各種相談窓口を設置しています。

特別相談窓口

(令和7年4月1日現在)

- 令和6年台風第10号に伴う災害に関する特別相談窓口
- ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口

中小企業・小規模事業者に寄り添った対応に努めています。

企業訪問やオンライン面談などを通じて、中小企業・小規模事業者のみなさまに寄り添った対応に努めています。

中小企業・小規模事業者のみなさまと対話させていただくことで、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。

● 経営相談会

毎月第3水曜日に、中小企業診断士の資格を有する本協会職員による経営相談会を開催しています。事業上のお悩みに対して、専門家が無料で相談をお受けします。

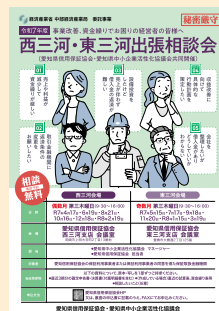
● 土曜相談窓口

平日にご来店できないかたのために、毎週土曜日に相談窓口を開設しています。

● 愛知県中小企業活性化協議会との合同相談会

本協会と愛知県中小企業活性化協議会との合同相談会を、本協会の西三河支店、東三河支店などで開催しています。

事業改善、資金繰りなどでお困りの経営者のかたからのご相談にお応えします。

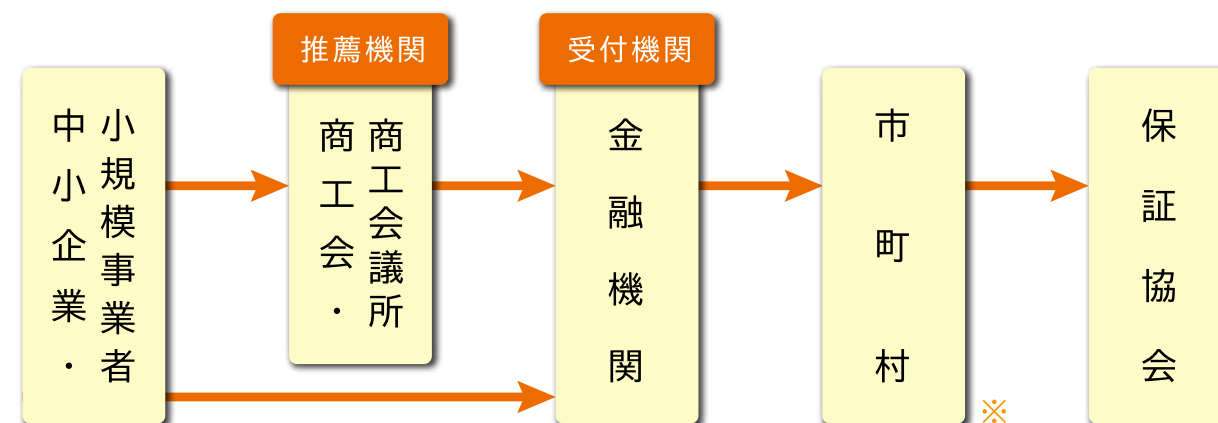


地方公共団体・商工会・商工会議所との連携

金融環境の変化の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者は、経営支援と一体で行う金融支援が必要です。このため、愛知県は、中小企業・小規模事業者への経営指導を行う商工会・商工会議所を愛知県融資制度（小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金）の推薦機関と位置付け、本協会に対し、中小企業・小規模事業者の定性的な情報をご提供いただいています。

地方公共団体・商工会・商工会議所と連携した申込みの流れは以下のとおりです。

■ 申込みの流れ 小規模企業等振興資金（通常資金）の場合



※愛知県内の各市町村は、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関です。

愛知県では、名古屋を除く愛知県内の各市町村を、愛知県融資制度 小規模企業等振興資金（小口資金）の申込受付機関としています。そのため、本協会では、愛知県が当該制度の円滑な運用を図るため開催している各市町村の担当者向けの定例会議や研修会の運営に協力しています。

出張定例金融相談会を開催しています。

次の商工会・商工会議所において、本協会職員による金融相談会を定例で開催しています。

また、中小企業・小規模事業者からの資金需要が高まる時期には、資金繰り特別相談会を開催しています。

商工会議所

・岡崎 ・豊橋 ・半田 ・一宮 ・瀬戸 ・蒲郡 ・豊川
・刈谷 ・豊田 ・碧南 ・安城 ・西尾 ・津島 ・春日井
・稲沢 ・常滑 ・江南 ・小牧 ・犬山 ・東海 ・大府

商工会

・尾張旭市 ・弥富市
・知多市 ・田原市



SDGs宣言

本協会は、SDGs※の理念・目標に賛同し、持続可能な社会の実現に貢献していくため、SDGs宣言を行っています。（令和2年1月7日）

本協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをする中で、地域経済の活性化に努めてきました。

本協会のこうした取り組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成につながるものであり、まずは自らが着実に取り組みを進めるとともに、関係機関とも協働することで、中小企業・小規模事業者に広く浸透し、地域活性化につながるよう積極的に取り組んでいます。

※SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

特定社債保証（SDGs貢献型）の取扱い

令和2年1月から、金融支援を通じたSDGs推進を目的に、SDGs貢献に取り組む中小企業者に着目し、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度の取扱いをしています。

SDGs AICHI EXPO 2024への出展

令和6年10月10日から12日まで、愛知県国際展示場で開催された日本最大級のSDGs推進フェア「SDGs AICHI EXPO 2024」に出展しました。

本協会のブースでは、株式会社MONA company様にご協力いただき、目指すゴール※に近づく同社の事業内容を紹介しました。



「あいちSDGsパートナーズ」への登録

令和5年11月から、「あいちSDGsパートナーズ」への登録を行っています。

本協会では、経済・社会・環境の3つのテーマにおいて、以下の内容に取り組んでいます。

経済：創業支援・経営支援による地域経済活性化と持続的発展に貢献する。

社会：労働環境の改善により、働きがい向上と経済成長を目指す。

環境：環境保全に配慮した取り組みを行う。

※愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」は、SDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を登録し、その取り組みを「見える化」するとともに、登録者のSDGsに関する具体的な取組みを促進することを目的とした制度です。

2 消費をゼロに



愛知県アグリ特区保証の取扱い

地域経済の活性化に向けて、農業と商工業をあわせて行う事業者の6次産業化の促進を目的に、商工業とともに農業の実施に必要な資金を供給する「愛知県国家戦略特別区域農業保証（愛知県アグリ特区保証）」の取扱いをしています。

また、商工業者が農業に新規参入する6次産業化は、経営の幅が広がることによる収益力向上や地域の雇用創出等が期待されており、ともに6次産業化に必要な資金を取り扱う農業信用保証基金協会と、令和6年12月19日に連携強化に向けた意見交換会を実施しました。

フードバンクへの協力

支援を必要とする人々に食料品を寄付することで社会貢献を果たすことを目的として、令和6年8月31日に、本協会の災害用備蓄品のほか、役職員の各家庭で余っている食品を持ち寄るフードドライブ活動で集めた食品を、特定非営利活動法人フードバンク愛知に寄贈しました。



3 すべての人に健康と福祉を



ヘルプマーク普及パートナーの登録、オレンジスマイルプロジェクトへの参加

令和元年度から、愛知県の「ヘルプマーク普及パートナー」に登録されています。外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々への理解を広めるため、ヘルプマークの普及啓発活動に取り組んでいます。

また、「オレンジスマイルプロジェクト」にも参加し、積極的なサポート（ヘルプ）を実践しています。

ピンクリボン運動への参加

女性の活躍を後押しするため、平成30年度から名古屋ピンクリボンフェスタ実行委員会のパートナー企業となり、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝え、乳がん検診受診率の向上のための啓発活動に取り組んでいます。

使用済み切手の寄付

本協会内で収集した使用済み切手を、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターに定期的に寄付しています。

使用済み切手は、慈善団体を通じて換金され、社会貢献活動に利用されます。

令和6年度寄付実績：令和6年6月、8月、11月、令和7年2月

4 質の高い教育をみんなに



出前講座を通じた金融リテラシーの向上

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。

講座では、中小企業・小規模事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。

実施実績

大 学：愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、椋山女学園大学、東海学園大学、名古屋市立大学、名古屋文化短期大学、南山大学

その他：愛知県調理師会、大原法律公務員専門学校、新城高等学校、豊田工業高等専門学校（五十音順）





CO2フリー電気の導入について

環境負荷低減に向けた取組みとして、令和6年3月1日より、中部電力ミライズ株式会社が提供する「Greenでんき」※を導入しました。

※実質再生可能エネルギー100%かつCO2ゼロエミッションの電気



ビジネスマッチングへの参加

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、信用保証のPRに努めています。

メッセナゴヤ2024

- ▶ リアル展示会：令和6年10月30日～11月1日 ▶ オンライン展示会：令和6年10月15日～11月29日
- ▶ 来場者数：52,742名

業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。

本協会は、平成20年以降出展しており、令和6年度は株式会社エイビス様、株式会社島由樹脂様と共同出展しました。



アティックアートプロジェクトへの参加

障がい乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援するアティックアートプロジェクトに参加し、愛知県内の障がいのあるかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成しています。さらに、愛知県と一般社団法人アティックアートが連携し、障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×（一社）アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を、令和7年2月10日から3月10日まで本協会本店で開催しました。

また、令和7年3月16日に、2024年度アティックアート贈呈式に参加し、ノベルティグッズの原画作者に大村愛知県知事と共に記念品を贈呈しました。



認知症サポーターの養成

平成30年度から、愛知県の「あいち認知症パートナー企業」に登録し、「認知症に理解の深いまちづくり」の実現にじぶんごととして取り組む企業として、定期的に、「認知症への正しい理解を深めるための『認知症サポーター養成講座』」を開催しています。



「カーボンニュートラル・アクションプラン」への登録

令和4年7月から、「カーボンニュートラル・アクションプラン」※に登録されています。本協会では、環境負荷低減設備を導入または改良等を行う中小企業者から相談及び信用保証申込を受けた際や、各種セミナーや金融機関との勉強会の場で、愛知県融資制度 施策推進枠【カーボンニュートラル】を案内し、本保証制度を推進することで、資金繰り支援を通じたカーボンニュートラルを促進しています。

※「カーボンニュートラル・アクションプラン」とは、脱炭素化と持続的な成長を支援する取組みを、経済産業省がとりまとめて公表しているものです。



独立行政法人国際協力機構中部センター（JICA中部）との研修実施

JICA中部が実施する研修員受入事業に協力し、8か国からの研修員10名に対して、「中小企業振興」をテーマとした研修を実施しました。



その他の取り組み

ソーシャルボンド等への投資

持続可能な社会の実現に貢献するため、環境問題や社会的課題の解決に資するプロジェクトに必要な資金を調達するために発行される、ソーシャルボンド等を購入しています。

▶ 購入実績

- 令和6年 5月23日：西日本高速道路株式会社が発行するソーシャルボンド
- 令和6年 6月19日：地方公共団体金融機構が発行するグリーンボンド
- 令和6年 6月27日：国際協力機構が発行するサステナビリティボンド
- 令和6年11月28日：鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発行するサステナビリティボンド

その他のSDGs・地方創生への取り組みについては
本協会ホームページをご覧ください。



本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

テレビCM

東海地方の様々な会社の工場を特集するテレビ愛知「日経プレミアム工場へ行こうⅢ」のスポンサーとなり、テレビCMを実施しています。CMでは、本協会のPR動画を放送しています。本協会が実施している金融支援・経営支援についてアピールしているほか、文字と音声を用いたバリアフリーな内容としています。

また、本動画は、本協会ホームページのほか、本協会本店1階のデジタルサイネージ、YouTube等にも掲載しています。



ラジオCM

東海ラジオ、CBCラジオ、ZIP-FM、FM AICHIにおいて、ラジオCMを実施しています。

また、東海地方で頑張る企業の経営者の魅力に迫るFM AICHI「GLOBAL R-VISION」のスポンサーとなり、ラジオCMを実施しているほか、同番組内で中小企業者向け情報を発信しています。そのほか、東海ラジオ、CBCラジオのラジオカーに出演し、セミナー・イベントや各種相談窓口について紹介しました。



プレスリリース

本協会の取り組みや新たな保証制度等について、各種メディアに積極的にプレスリリースを行っています。

ホームページ

本協会ホームページでは、中小企業・小規模事業者のみなさまや創業をお考えのかたが知りたい情報をタイムリーに提供しています。必要な情報がスムーズに伝わるよう、経営者保証の提供を不要とする取扱いについてのバナーをトップページに設置するなど、積極的な情報発信を行っています。

また、より利便性を高めるため、関係機関から情報を提供いただき、県内各地のセミナー情報を本協会ホームページで一覧掲載しています。



新聞広告

中日新聞、中部経済新聞において定期広告およびスポット広告を掲載しています。

がんばる企業のご紹介

本協会を利用されているかたの「生の声」をお届けする「がんばる企業のご紹介」を実施しています。



広告看板

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。また、地下鉄桜通線名古屋駅コンコース（西改札内）にも看板を設置しています。

令和5年3月から、中村区役所内のAEDと一体型のモニターにも広告を掲載しています。この広告は掲載料金の一部が中村区役所内のAEDの運営費になることから、SDGsへの貢献も図られるものです。

ノベルティ

イメージキャラクターや障がいのあるかたが描いた絵画作品を使ったノベルティグッズを作成しています。



各種機関紙への広告掲載

商工会・商工会議所の会報誌などに定期的に広告を掲載しています。



パンフレット・リーフレット

本協会のご利用方法や保証制度、経営支援メニュー等を紹介する各種パンフレットおよびリーフレットを作成しています。



SNS

令和2年9月に公式SNSアカウントを開設し、中小企業・小規模事業者のお役立ち情報を発信しています。

また、セミナー参加者の募集等について、適宜SNS広告を活用しています。

公式アカウントX(旧Twitter)
@aichiguarantee



信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度の仕組みは、次のとおりです。

信用保証制度

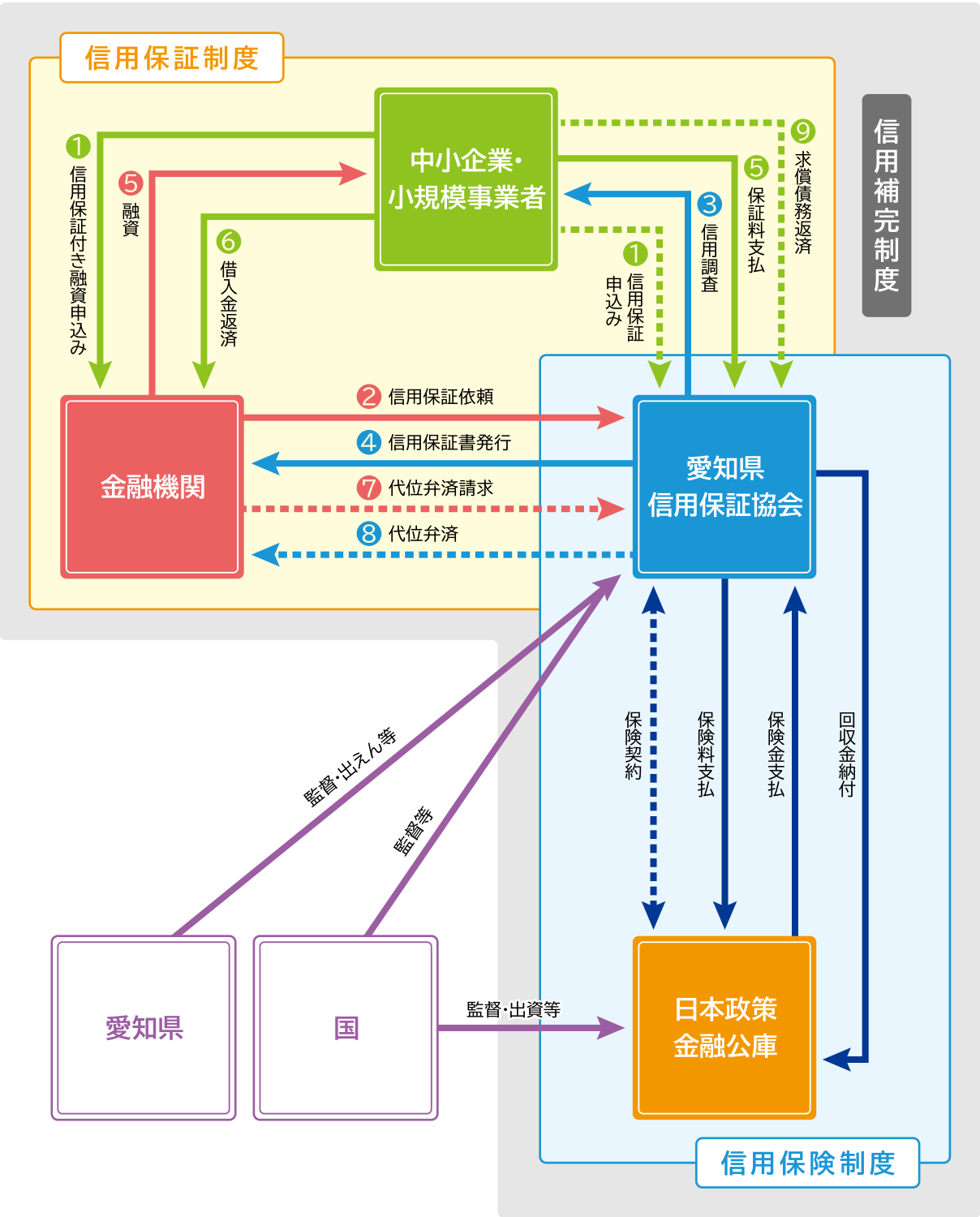
- ① 中小企業・小規模事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、一部の保証制度においては、協会へ直接保証申込みをすることもできます。一部の保証制度においては、愛知県内の市町村の商工担当課でも申込みをすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、中小企業・小規模事業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業・小規模事業者に融資をします。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。信用保証委託契約書を提出します。
- ⑦ 万が一、中小企業・小規模事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- ⑧ 協会は、⑦の請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業・小規模事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が中小企業・小規模事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、中小企業・小規模事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保される仕組みになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は中小企業・小規模事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率といいます。）を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、中小企業・小規模事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店※1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる会社、医業を主たる事業とする法人（以下「医療法人等」といいます。）、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業者で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 （飲食店を含みます。）	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業等	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

（注）旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。）	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

（注1）会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（特例有限会社を含みます。）および土業を規定する法律に基づく法人です。

（注2）資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（控え）」等の写しが必要です。

（注3）組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業（一部の保証制度を除きます。）、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、一部の金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体（医療法人等およびNPO法人を除きます。）等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた（法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。）
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた（法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。）
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた（求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。）
- ⑥借入れについて、返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中（申立中を含みます。）のかた（事業再生保証の対象となるかたを除きます。）
- ⑨保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・特定非営利活動法人（NPO法人）	2億8,000万円	（注1）このほかに、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等の別枠保証もあります。 （注2）他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。 （注3）他の保証との合算限度が設けられている制度があります。
組合	4億8,000万円	

保証期間

各制度要綱に特に定めのない場合は、以下のとおりです。

運転資金	無担保の場合	10年以内	設備資金	無担保の場合	15年以内 （ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内）
	有担保の場合	15年以内		有担保の場合	20年以内

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。また、一定の要件を充足する場合は、経営者保証の提供を不要とする取扱いも可能です。詳しくはP14～15をご覧ください。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

（注）保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証（セーフティネット保証）1号～4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証
- 小口零細企業保証

保証料

協会の保証によって融資を受けた中小企業・小規模事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補填、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

保証料率の体系について

保証料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

（単位 年率％）

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

（注1）保証料率は、貸付金額に対する年率です。

（注2）本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。※

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

保証料率の割引について

■ 有担保保証に対する割引

不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10％引きします。 ※一部の保証制度等を除きます。

■ 会計参与設置会社に対する割引

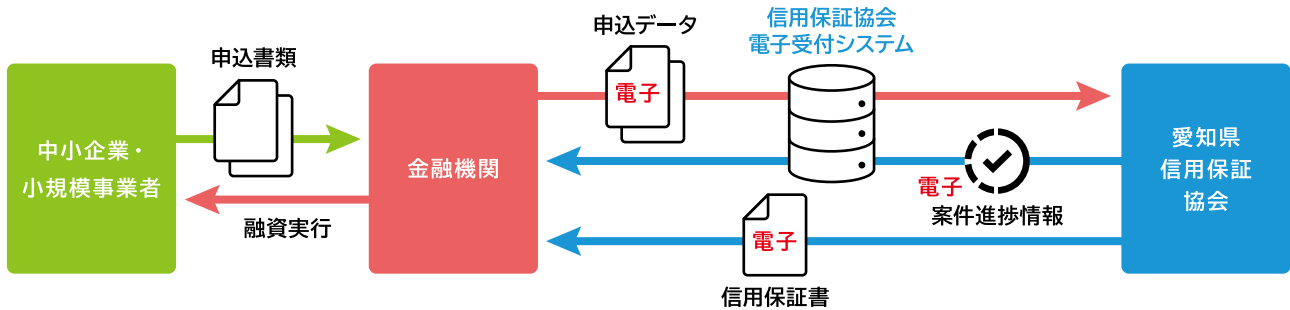
会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10％引きします。 ※一部の保証制度等を除きます。

■ 特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10％引きします。ただし、割引は推進保証、協調推進保証（同時実行型、ストック型）、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限りです。

信用保証申込みの電子化

本協会は令和5年5月に「信用保証協会電子受付システム」を導入しており、利用金融機関は順次拡大しています。本システムを活用して、金融機関と信用保証協会との間で、信用保証の申込手続きにかかる各種データを授受することで、従来は紙媒体の郵送であった信用保証申込手続きを電子化しています。あわせて信用保証書を電子配信することで、一連のスキームを電子で取り扱うことが可能となり、融資実行までのリードタイムが短縮されるほか、ペーパーレス化や事務手続きの効率化を図っています。



■ メリット

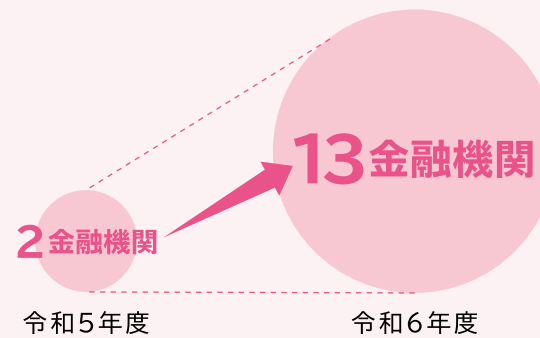
リードタイムの短縮：信用保証申込みから融資実行までの時間が短縮されます。
ペーパーレス化：紙媒体に印刷する必要がなくなり、書類紛失リスクなど保管負担も軽減されます。
事務手続きの効率化：書類の持込みや郵送の必要がなくなります。

■ 「信用保証協会電子受付システム」利用金融機関

	利用開始日	金融機関名
1	令和5年 5月15日	瀬戸信用金庫
2	令和6年 1月15日	名古屋銀行
3	令和6年 5月 7日	みずほ銀行
4	令和6年 8月 5日	碧海信用金庫
5	令和6年10月 7日	大垣西濃信用金庫
6	令和6年11月 5日	豊橋信用金庫
7	令和6年12月 2日	浜松磐田信用金庫
8	令和6年12月 2日	豊田信用金庫
9	令和6年12月 2日	西尾信用金庫
10	令和7年 1月14日	りそな銀行
11	令和7年 1月14日	岡崎信用金庫
12	令和7年 1月14日	中日信用金庫
13	令和7年 2月 3日	東濃信用金庫

（令和7年4月1日現在）

利用金融機関数の推移



電子保証申込みの利用状況（令和6年度実績）

利用金融機関においては、6割を超える保証申込みが電子化されています。



信用保証利用度の推移

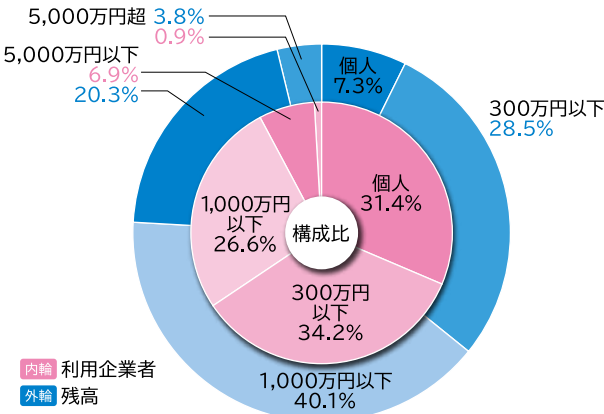
愛知県内の中小企業のうち、約4割の企業が本協会の信用保証を利用しています。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
県内中小企業者	208,310				195,313
年度末利用企業者	79,886	82,437	82,951	77,178	76,533
企業利用度(%)	38.3	39.6	39.8	37.0	39.2

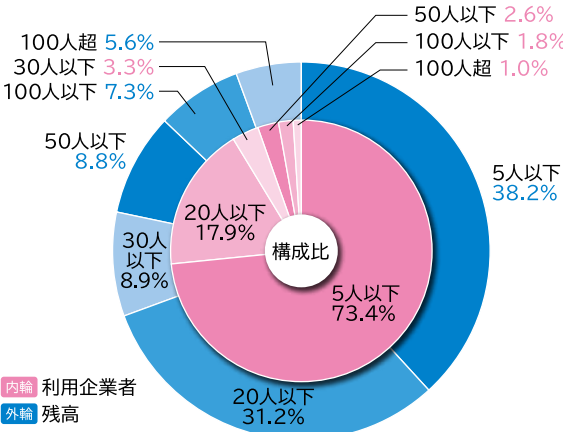
(注1)県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。
(注2)年度末保証利用企業者数には、名古屋信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容 (令和6年度末)

資本金別



従業員数別

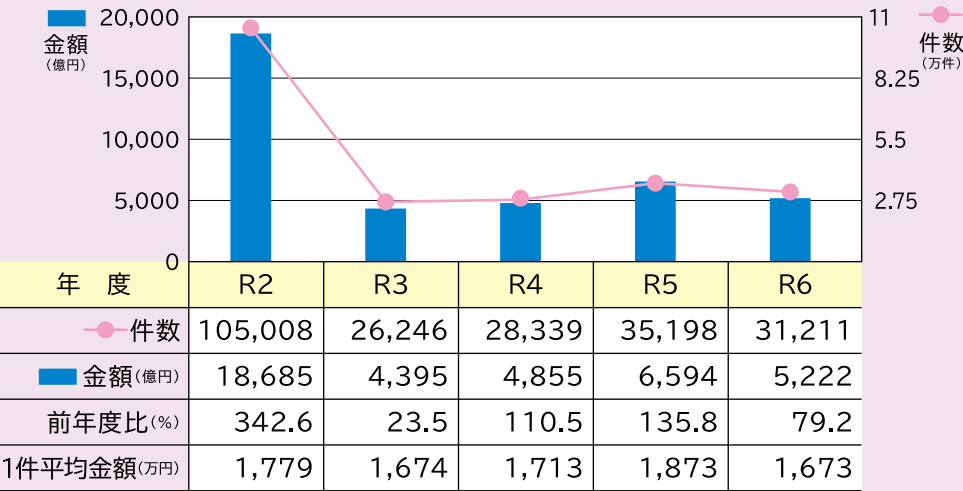


(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

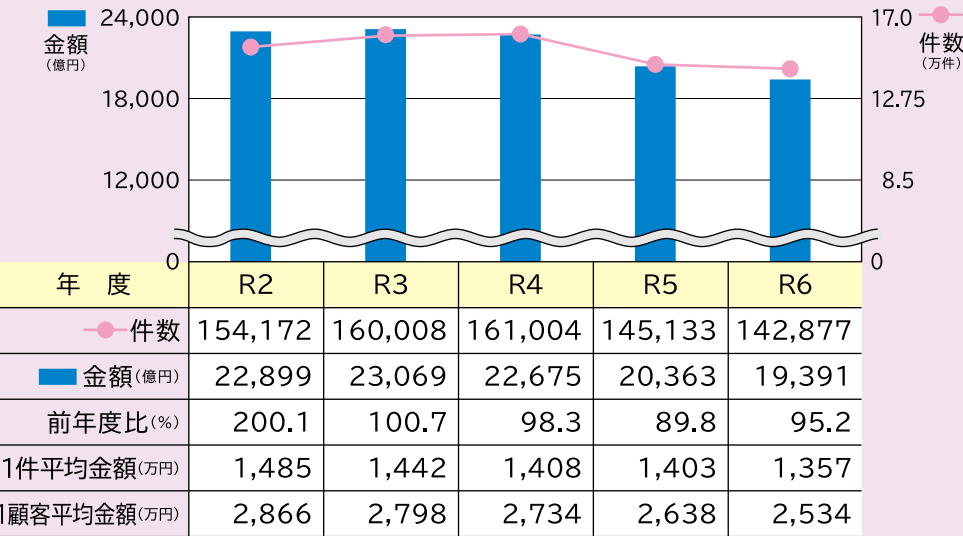
保証の状況

最近5年間の保証承諾および保証債務残高

保証承諾

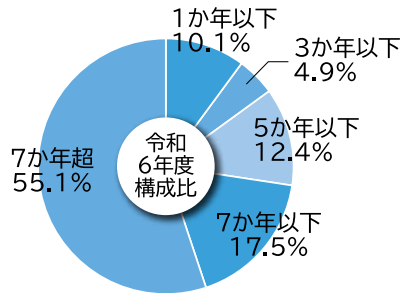


保証債務残高



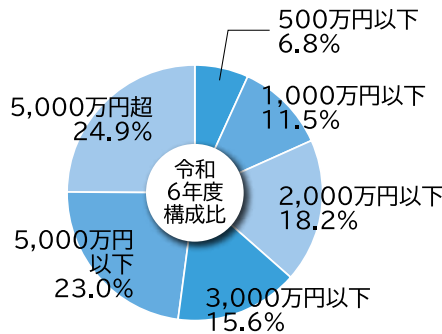
保証の内容

期間別保証承諾



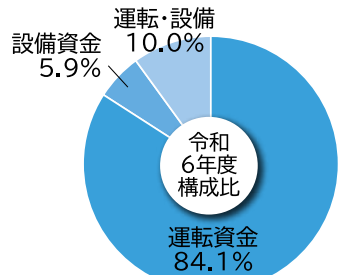
(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
1か年以下		537	532	525
3か年以下		275	273	258
5か年以下		485	628	650
7か年以下		771	933	912
7か年超		2,788	4,228	2,877
合 計		4,855	6,594	5,222

金額別保証承諾



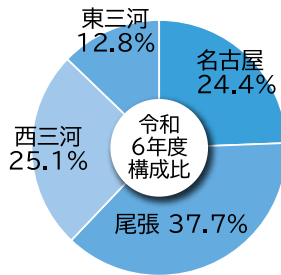
(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
500万円以下		318	336	353
1,000万円以下		514	633	601
2,000万円以下		893	1,186	952
3,000万円以下		732	1,121	817
5,000万円以下		1,088	1,624	1,200
5,000万円超		1,310	1,694	1,299
合 計		4,855	6,594	5,222

資金使途別保証承諾



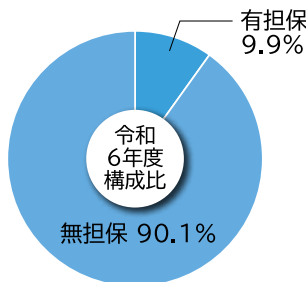
(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
運 転 資 金		4,119	5,756	4,395
設 備 資 金		287	311	307
運転・設備		450	527	521
合 計		4,855	6,594	5,222

地区別保証承諾



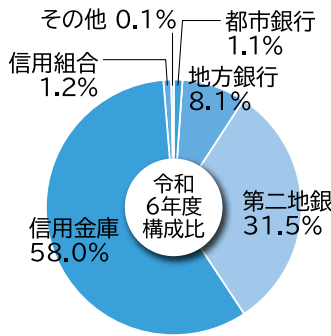
(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
名 古 屋		1,226	1,448	1,277
尾 張		1,952	2,863	1,968
西 三 河		1,098	1,553	1,310
東 三 河		580	729	668
合 計		4,855	6,594	5,222

担保別保証承諾



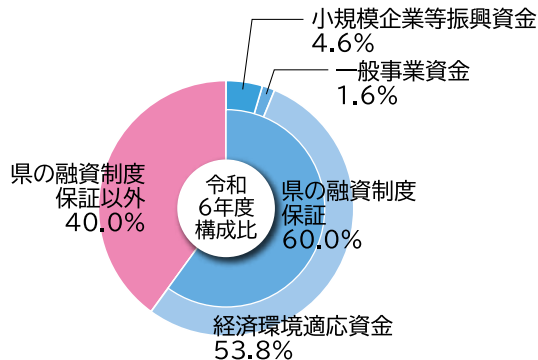
(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
有担保		468	538	516
無担保		4,387	6,056	4,706
合 計		4,855	6,594	5,222

金融機関群別保証承諾



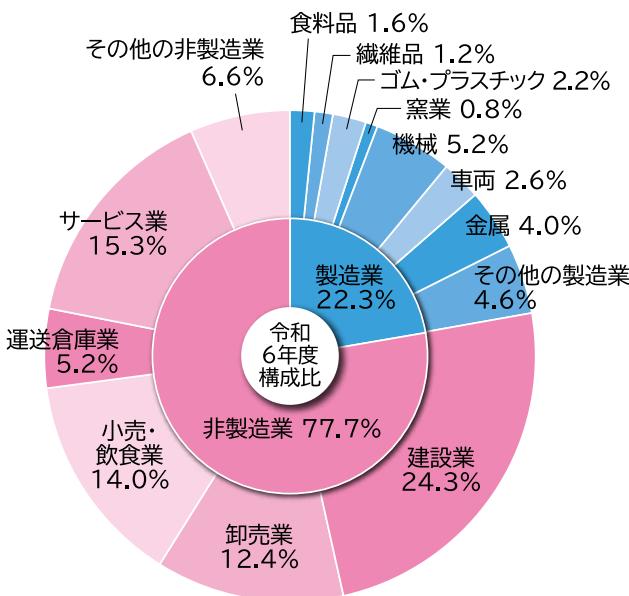
(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
都市銀行		82	73	59
地方銀行		464	706	421
第二地銀		1,570	1,962	1,647
信用金庫		2,680	3,739	3,030
信用組合		55	109	62
その他		4	5	4
合 計		4,855	6,594	5,222

制度別保証承諾



(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
県の融資制度保証		2,595	3,736	3,134
小規模企業等振興資金		188	200	240
一般事業資金		140	152	86
経済環境適応資金		2,267	3,384	2,808
県の融資制度保証以外		2,261	2,857	2,089
合 計		4,855	6,594	5,222

業種別保証承諾

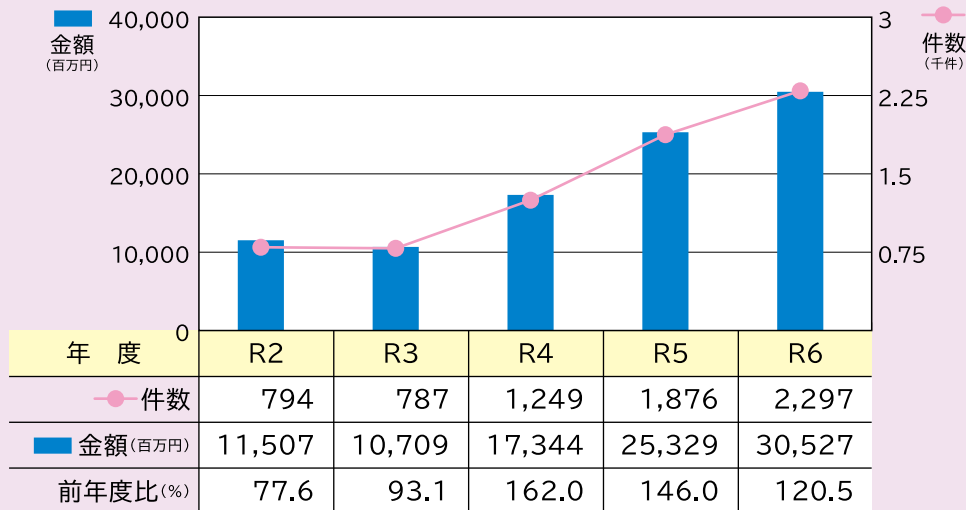


(単位 億円)				
区分	年度	R4	R5	R6
製 造 業		1,210	1,516	1,165
食料品		103	113	85
繊維品		59	77	63
ゴム・プラスチック		120	142	117
窯業		45	60	42
機械		272	381	270
車両		153	137	136
金属		217	275	211
その他の製造業		241	330	240
非 製 造 業		3,645	5,078	4,058
建設業		1,119	1,684	1,271
卸売業		622	769	646
小売・飲食業		666	946	729
運送倉庫業		286	341	272
サービス業		666	945	797
その他の非製造業		287	394	344
合 計		4,855	6,594	5,222

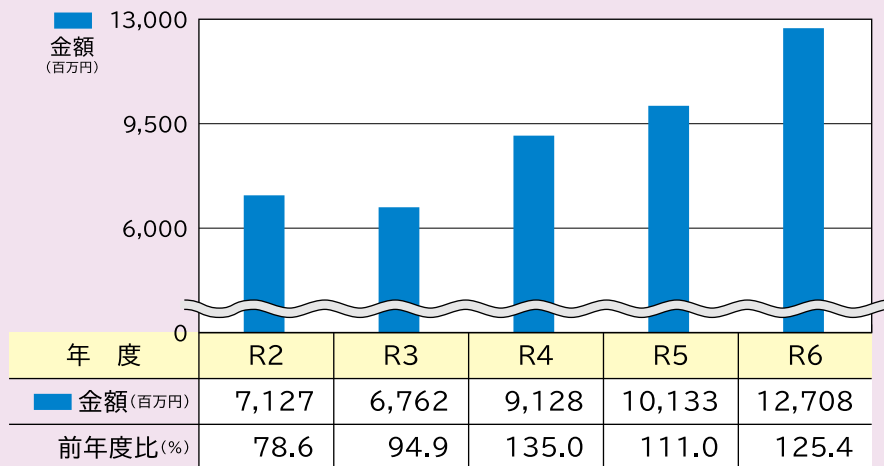
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

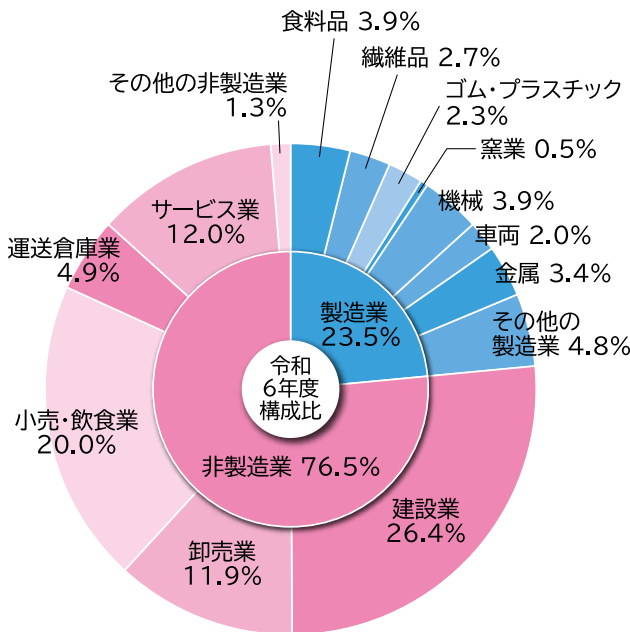


求償権残高



代位弁済の内容

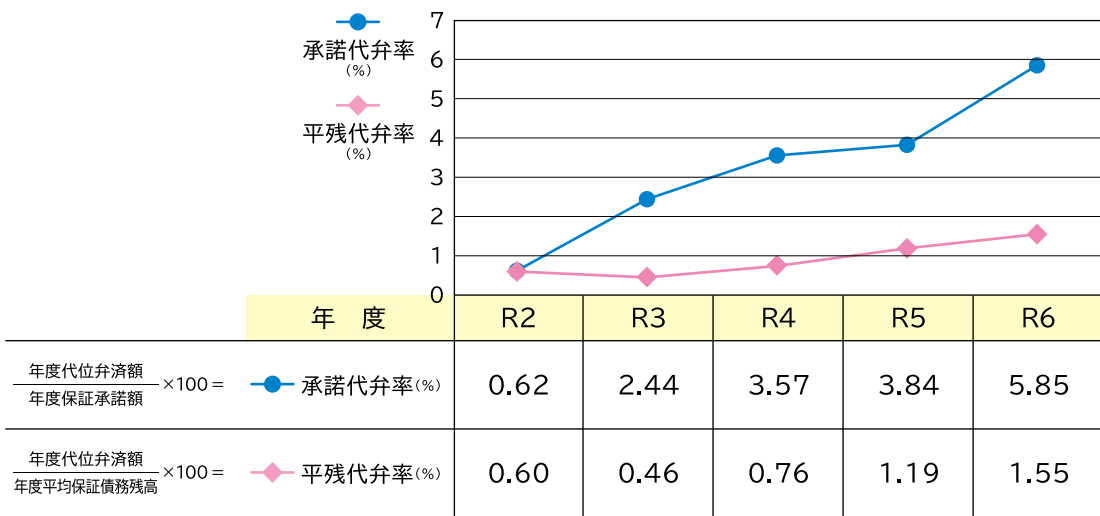
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	R4	R5	R6
製造業		5,825	4,929	7,161
食料品		271	175	1,181
繊維品		463	486	818
ゴム・プラスチック		177	566	697
窯業		101	336	159
機械		2,179	1,133	1,203
車両		1,077	741	599
金属		670	630	1,048
その他の製造業		886	862	1,456
非製造業		11,519	20,401	23,366
建設業		3,488	5,200	8,051
卸売業		2,627	3,095	3,641
小売・飲食業		2,353	5,408	6,091
運送倉庫業		643	3,210	1,499
サービス業		1,836	2,442	3,676
その他の非製造業		572	1,045	407
合計		17,344	25,329	30,527

代位弁済率とその推移



収支計算書 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:千円)	
科 目	金 額
経常収入	22,111,692
保証料	19,381,981
預け金利息	73,374
有価証券利息配当金	808,143
延滞保証料	2
損害金	116,365
事務補助金	56,961
責任共有負担金	1,560,511
雑収入	114,356
経常支出	13,296,820
業務費	4,826,506
借入金利息	0
信用保険料	8,468,007
責任共有負担金納付金	0
雑支出	2,307
経常収支差額	8,814,872
経常外収入	42,700,692
償却求償権回収金	291,192
責任準備金戻入	13,270,298
求償権償却準備金戻入	4,558,873
求償権補填金戻入	24,580,242
保険金	22,281,800
損失補償補填金	2,298,441
その他収入	87
経常外支出	44,232,831
求償権償却	26,017,378
雑勘定償却	6,328
退職金	12,069
責任準備金繰入	12,931,049
求償権償却準備金繰入	5,260,317
その他支出	5,689
経常外収支差額	▲1,532,139
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	7,282,733
収支差額変動準備金繰入額	3,641,366
基本財産繰入額	3,641,366

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

(単位:千円)	
科 目	金 額
償却求償権回収金	291,192 …①
責任準備金	
戻入	13,270,298
繰入	▲12,931,049 …②
(当期純戻入額)	339,249 …③
求償権償却準備金	
戻入	4,558,873
繰入	▲5,260,317 …④
(当期純戻入額)	▲701,444 …⑤
求償権償却	
求償権償却	▲26,017,378
求償権補填金戻入	24,580,242
保険金	22,281,800
損失補償補填金	2,298,441
(当期自己償却額)	▲1,437,136 …⑥
その他	▲24,000 …⑦
経常外収支差額	▲1,532,139 …⑧

(注) ①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注) 数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

“収支計算書”の用語解説

信用保険料

公庫へ支払う信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額「当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料」を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付しています。

求償権償却

当期において、法的整理等の結果回収不能となり償却した求償権、受領した保険金等により償却した求償権を計上しています。

責任準備金

景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

基本財産および収支差額変動準備金に組入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産等の充実に充てています。

支 出

経常支出

業務費

信用保険料

責任共有負担金納付金

経常外支出

求償権償却

責任準備金繰入

求償権償却準備金繰入

その他

当期収支差額

収 入

経常収入

保証料

預け金利息等
責任共有負担金
その他

経常外収入

責任準備金戻入

求償権償却
準備金戻入

求償権補填金
戻入

その他

保証料

受入保証料のうち当該決算期間に対応する額「前期末未経過保証料+当期受入保証料-当期末未経過保証料」を計上しています。

責任共有負担金

責任共有制度において、負担金方式を選択している金融機関から受領した負担金を計上しています。

求償権補填金

代位弁済により公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償補填金からなっています。

貸借対照表（令和7年3月31日時点）

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	533	基本財産	118,918,284
預け金	64,737,434	基金	4,733,949
有価証券	170,645,319	基金準備金	114,184,335
動産・不動産	8,291,897	制度改革促進基金	0
損失補償金見返	133,808,092	収支差額変動準備金	58,150,448
保証債務見返	1,939,124,807	責任準備金	12,931,049
求償権	12,708,538	求償権償却準備金	5,260,317
雑勘定	4,179,775	退職給与引当金	3,073,229
未収利息	152,849	損失補償金	133,808,092
未経過保険料	3,908,312	保証債務	1,939,124,807
その他	118,615	借入金	0
		雑勘定	62,230,171
		保険納付金	429,233
		損失補償納付金	50,461
		未経過保証料	61,648,060
		未払保険料	6,777
		その他	95,641
合計	2,333,496,396	合計	233,496,396

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

（単位：千円）

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	64,737,968	責任準備金	12,931,049
有価証券	170,645,319	退職給与引当金	3,073,229
動産・不動産	8,291,897	借入金	0
求償権	12,708,538	雑勘定	62,230,171
求償権償却準備金	▲ 5,260,317	未経過保証料	61,648,060
雑勘定	4,179,775	その他	582,111
未経過保険料	3,908,312	負債合計	78,234,449
その他	271,463	【正味財産】	
		基本財産	118,918,284
		基金	4,733,949
		基金準備金	114,184,335
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	58,150,448
		正味財産合計	177,068,732
合計	255,303,181	負債および正味財産合計	255,303,181

（注1）次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。
・保証債務見返（借方）、保証債務（貸方） 1,939,124,807千円
・損失補償金見返（借方）、損失補償金（貸方） 133,808,092千円
（注2）数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

“貸借対照表”の用語解説

預け金

各金融機関へ預託しています。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有する国債、地方債、社債等を計上しています。

損失補償金見返

貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。

求償権

協会が、中小企業・小規模事業者にかわり、金融機関に債務の支払い（代位弁済）をしたときに、その中小企業・小規模事業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。貸借対照表上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および公庫の保険金受領分等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。

借 方

現金・預け金

有価証券

動産・不動産

損失補償金見返

求償権
未経過保険料
その他

貸 方

基本財産

収支差額
変動準備金

責任準備金
求償権償却準備金
退職給与引当金

損失補償金

未経過保証料

その他

基本財産

株式会社の資本金に相当するもので、協会の最終的な代位弁済支払い能力を示すものとして、協会が引き受けることができる保証債務の最高限度額算定の基礎となっています。出資金としての性格を持つ出えん金と金融機関等負担金からなる「基金」、過去の収支差額の累計である「基金準備金」の2つからなっています。中小企業・小規模事業者の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合には、これを取り崩して、協会経営が不安定になることを防ぎます。

損失補償金

地方公共団体等が協会の債務履行に基づく損失につき補償を行う限度額を計上しています。

未経過保証料

受入保証料のうち、当該決算期間の未経過分（翌年度以降にかかる保証料）を計上しています。金融機関への預託の原資となっています。

愛知県信用保証協会は、信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等のみなさまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等のみなさまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データ（本協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、本協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9 保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

5 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口を持参（または郵送）してください。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6および7の具体的な手続につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために、社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

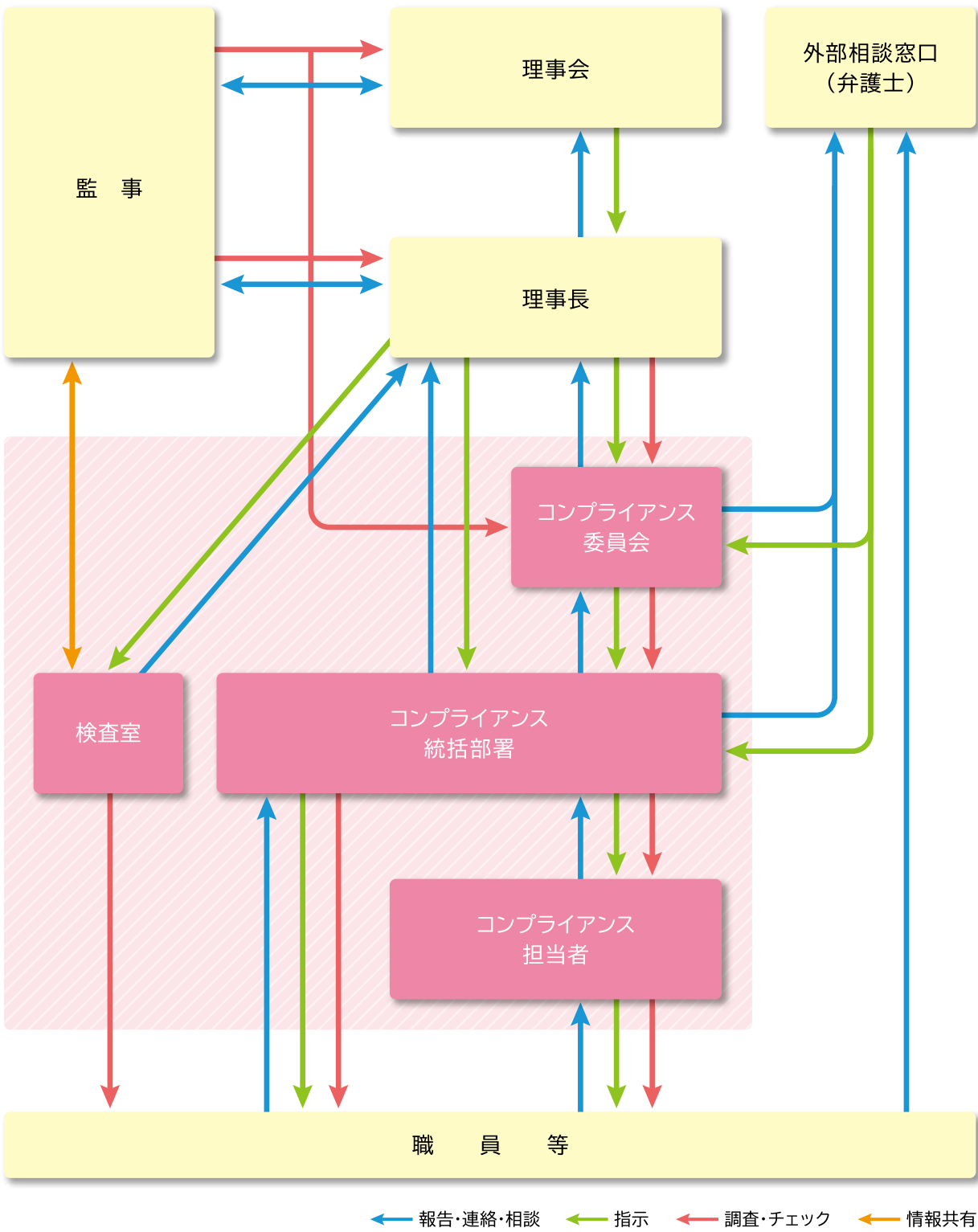
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

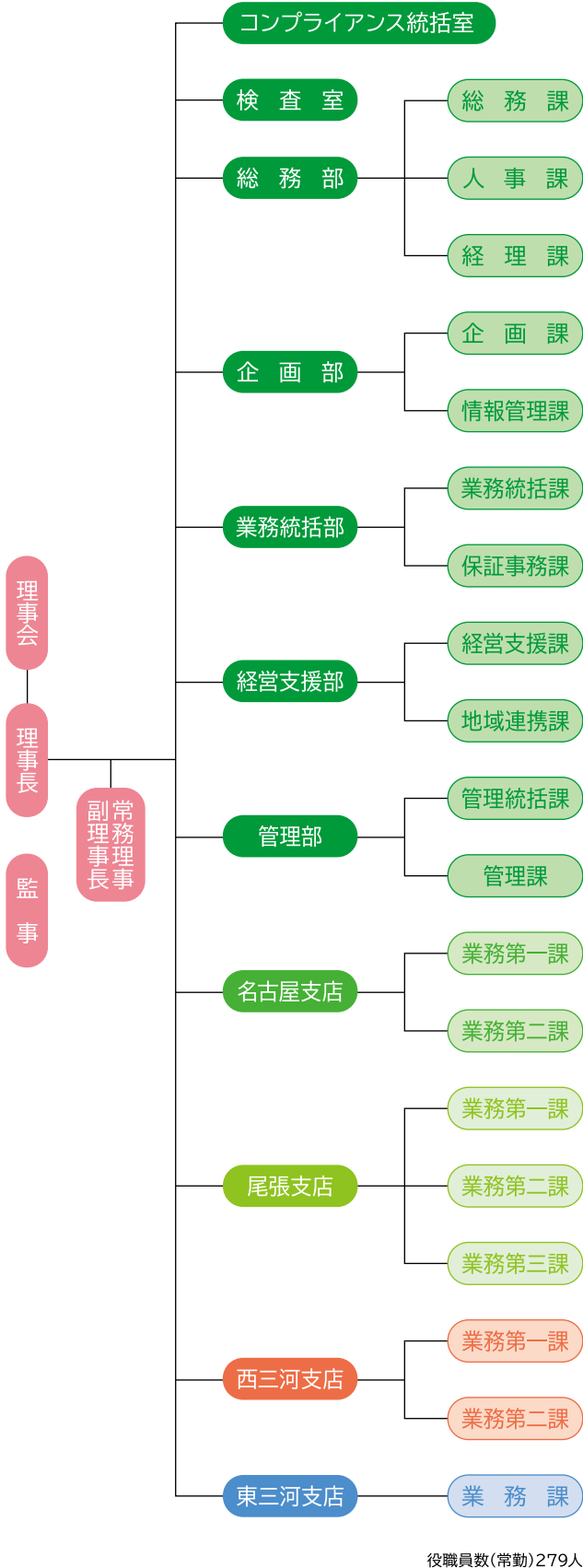
コンプライアンス体制図



役員

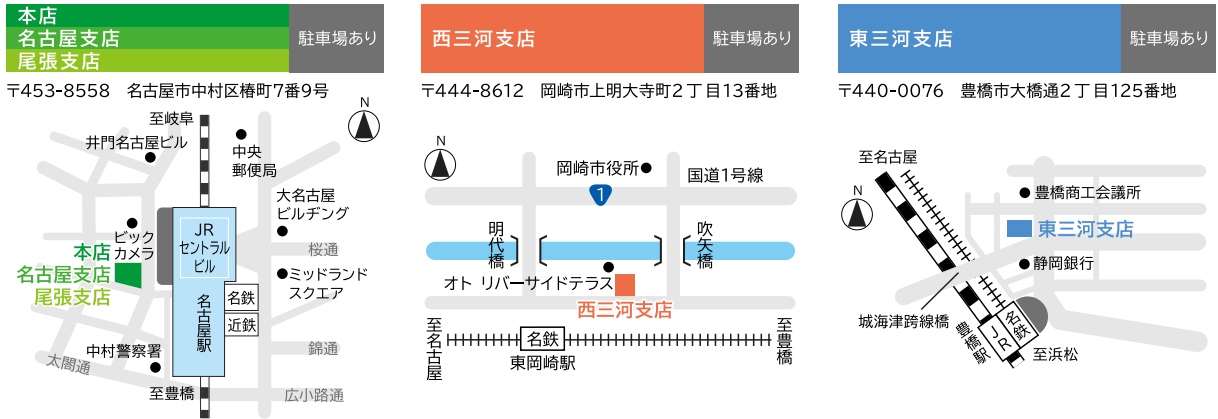
理事長	石原君雄
副理事長	長谷川秀彦
常務理事	岡田守人
常務理事	天城宏紀
常務理事	村瀬裕也
常務理事	松川典靖
理事	伊藤行記 株式会社あいち銀行代表取締役会長
理事	犬塚晴久 愛知県経済産業局長
理事	岡村秀人 愛知州市長会会長
理事	岡本聡哉 蒲郡信用金庫理事長
理事	斉藤篤人 株式会社商工組合中央金庫執行役員名古屋支店長 兼 熱田支店長
理事	高原一郎 一般社団法人名古屋銀行協会会長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	成田順一 瀬戸信用金庫会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	藤原一郎 株式会社名古屋銀行取締役頭取
理事	山口高広 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	横江淳一 愛知県町村会会長
理事	渡辺裕香 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
監事(常勤)	高柳和彦
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事
監事	野口葉子 士

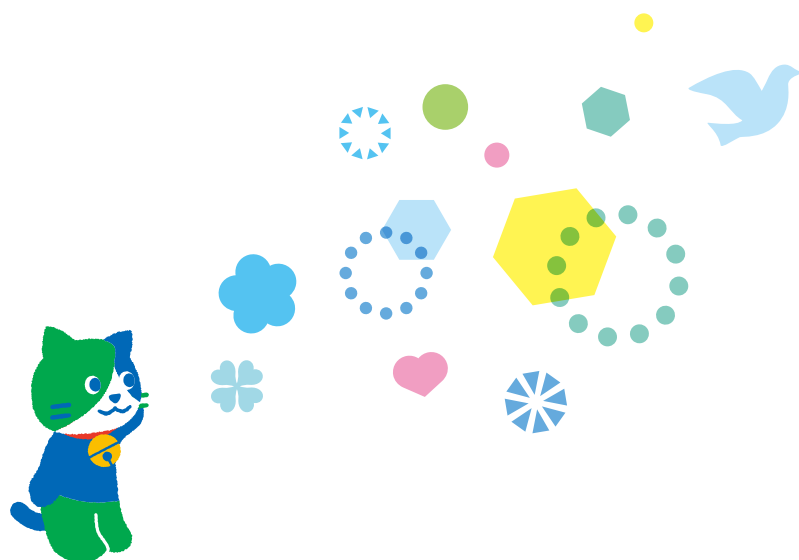
機構図



拠点	部署名	電話番号	ファックス番号	業務内容	担当地区	
本店	総務部	総 務 課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
		人 事 課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
		経 理 課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
	企画部	企 画 課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報	
		情報管理課	052-454-0555	052-454-0355	情報システムの運用に関する事務	
	業務統括部	業務統括課	052-454-0510	052-454-0370	業務全般の統括(管理業務を除く)	
		保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証債務残高照会、代表者変更・住所変更・合併等にかかる手続き	県内全区域
	経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援、事故報告に関する業務	県内全区域
		地域連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携に関する業務	県内全区域
	管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
		管 理 課	052-454-0535	052-454-0373	事故報告、代位弁済調査、求償権の管理・回収	県内全区域
名古屋支店	業務第一課	052-454-0511	052-454-0360	創業支援、保証審査、経営支援、条件変更	東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区	
	業務第二課	052-454-0512	052-454-0361		千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区	
尾張支店	業務第一課	052-454-0531	052-454-0362		一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡	
	業務第二課	052-454-0532	052-454-0363		春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋市、丹羽郡、豊山町	
	業務第三課	052-454-0541	052-454-0364		瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町	
西三河支店	業務第一課	0564-25-2430	0564-25-1151		岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町	
	業務第二課	0564-25-2431	0564-25-1152		刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市	
東三河支店	業 務 課	0532-57-5611	0532-57-5600		豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡	

(注)個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P.40～41をご覧ください。





ホームページ



公式SNS(X)

